

1年未満保存



基労補発第0729001号

平成15年7月29日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

業務上疾病の労災補償状況調査について

標記について、平成14年度分を下記により報告されたい。

記

1 報告対象疾病

- (1) 振動障害
- (2) じん肺症
- (3) 職業がん
- (4) 電離放射線障害
- (5) 非災害性腰痛、上肢障害、  
細菌・ウイルス等の病原体による疾病（介護労働者）

2 報告様式

別添「業務上疾病の労災補償状況調査票」により報告すること。

なお、報告様式は労働基準行政情報システム電子掲示板に掲載しているの  
で、適宜活用されたい。

3 報告期限及び報告先

平成15年9月10日（水）までに当課職業病認定対策室職業病認定業務第一  
係あて文書又は労働基準行政情報システムを利用したメールにより報告する  
こと。

(別添)

## 業務上疾病の労災補償状況調査票

- |   |  |                          |
|---|--|--------------------------|
| 1 | 振動障害に関するもの                                 | 様式 1                     |
| 2 | じん肺症に関するもの                                 | 様式 2 - (1)<br>様式 2 - (2) |
| 3 | 職業がんに関するもの                                 | 様式 3<br>様式 4             |
| 4 | 電離放射線障害に関するもの                              | 様式 5                     |
| 5 | 非災害性腰痛、上肢障害、細菌・ウイルス等の病原体による疾病に関するもの（介護労働者） | 様式 6 - (1)<br>様式 6 - (2) |

### 振動障害の労災補償状況調査票

平成14年度中に新規に支給決定を行った者の人数及び平成14年度末現在における労災保険により療養を継続している者の人数等

(単位：人)

区分 事業の種類	前年度末療養継続者数	平成14年度中					療養継続者状況 (平成14年度末現在)			
		新規支給決定者数	転帰者数				総数	4年未満	4～10年未満	10年以上
			治ゆ	中断	死亡	計				
林業										
鉱業										
採石業										
建設業										
製造業										
その他										
計										

[点検事項等]

- 1 事業の種類ごとの「前年度末療養継続者数」が、前年度報告した「療養継続者状況」の「総数」と一致すること。
- 2 「転帰者数」は平成13年度中に治ゆした者、療養を中断（自己廃療）した者及び死亡した者に分けてそれぞれ該当欄に人数を記入すること。
- 3 事業の種類及び区分ごとに次式が成り立つことを確認すること。
  - (1) (前年度末療養継続者数) + (新規支給決定者数) - (転帰者数の計) = (総数)
  - (2) (総数) = (4年未満) + (4～10年未満) + (10年以上)
  - (3) (各区分における各事業の種類ごとの数の和) = (各区分の計)

### じん肺症等の労災補償状況調査票

1 平成14年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数等

(単位：人)

区分 事業の種類	新規支給 決定者数	新規支給決定者数の内訳			
		管理4	管理2・3 (合併症)	合併症内訳	
鉱業				① 肺結核	
				② 結核性胸膜炎	
				③ 続発性気管支炎	
				④ 続発性気管支拡張症	
				⑤ 続発性気胸	
建設業				① 肺結核	
				② 結核性胸膜炎	
				③ 続発性気管支炎	
				④ 続発性気管支拡張症	
				⑤ 続発性気胸	
製造業				① 肺結核	
				② 結核性胸膜炎	
				③ 続発性気管支炎	
				④ 続発性気管支拡張症	
				⑤ 続発性気胸	
その他				① 肺結核	
				② 結核性胸膜炎	
				③ 続発性気管支炎	
				④ 続発性気管支拡張症	
				⑤ 続発性気胸	
計				① 肺結核	
				② 結核性胸膜炎	
				③ 続発性気管支炎	
				④ 続発性気管支拡張症	
				⑤ 続発性気胸	

- (注) 1 本調査は、労基則別表第1の2第5号を対象としていること。  
 2 「管理4」及び「管理2・3(合併症)」の区分は、「新規支給決定者数」の内訳となること。  
 3 「合併症内訳」には、該当する欄に人数を計上すること。

[点検事項等]

- 事業の種類及び区分ごとに次式が成り立つことを確認すること。  
 (1) (新規支給決定者数) = (管理4) + (管理2・3(合併症))  
 (2) (管理2・3(合併症)) = (合併症内訳(①+②+③+④+⑤))  
 (3) (各区分における各事業の種類ごとの数の和) = (各区分の計)

じん肺症等の労災補償状況調査票

2 平成14年度末現在における労災保険により療養を継続している者の人数等

(単位：人)

区分 事業の種類	療養継続者数	療養継続者数の内訳		
		管理4	管理2・3 (合併症)	合併症内訳
鉱業				① 肺結核
				② 結核性胸膜炎
				③ 続発性気管支炎
				④ 続発性気管支拡張症
				⑤ 続発性気胸
建設業				① 肺結核
				② 結核性胸膜炎
				③ 続発性気管支炎
				④ 続発性気管支拡張症
				⑤ 続発性気胸
製造業				① 肺結核
				② 結核性胸膜炎
				③ 続発性気管支炎
				④ 続発性気管支拡張症
				⑤ 続発性気胸
その他				① 肺結核
				② 結核性胸膜炎
				③ 続発性気管支炎
				④ 続発性気管支拡張症
				⑤ 続発性気胸
計				① 肺結核
				② 結核性胸膜炎
				③ 続発性気管支炎
				④ 続発性気管支拡張症
				⑤ 続発性気胸

- (注) 1 本調査は、労基則別表第1の2第5号を対象としていること。  
 2 傷病補償年金受給者は含まないものであること。  
 3 「管理4」及び「管理2・3(合併症)」は、「療養継続者数」の内訳となること。  
 4 「合併症内訳」には、該当する欄に人数を計上すること。

[点検事項等]

- 事業の種類及び区分ごとに次式が成り立つことを確認すること。  
 (1) (療養継続者数) = (管理4) + (管理2・3(合併症))  
 (2) (管理2・3(合併症)) = (合併症内訳(①+②+③+④+⑤))  
 (3) (各区分における各事業の種類ごとの数の和) = (各区分の計)

### 職業がんの労災補償状況調査票

平成14年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者の職種別人数等

(単位：人)

疾患名	区 分	平成14年度処理状況		
		請求	支給決定	不支給決定
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍			
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍			
	ベンジジンとベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍			
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍			
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍			
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん			
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん			
7	石綿にさらされる業務による肺がん			
	石綿にさらされる業務による中皮腫			
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病			
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫			
10	電離放射線にさらされる業務による白血病			
	電離放射線にさらされる業務による肺がん			
	電離放射線にさらされる業務による皮膚がん			
7	電離放射線にさらされる業務による骨肉腫			
	電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん			
号	11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			
	12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			
	13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん			
	14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん			
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん			
	15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん			
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん			
	16 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん			
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん			
	17 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん			
	18 その他のがん			
	内 訳			
8	2 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん			
号	3 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍			
9	じん肺有所見者に発生した肺がん			
号	計			

(注) 9号の「じん肺症患者に発生した肺がん」とは、平成14年3月27日付け基発第0327005号により処理したものと平成14年11月11日付け基発第1111001号により処理したものの和であること。

局	署
---	---

### 職業がん個人調査票

平成14年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者

フリガナ 労働者氏名	(男・女)	生年月日	明・大・昭 年 月 日生																											
発生事業場	業 種																													
がん原性物質等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 ベンジジン</td> <td style="width: 33%;">2 ベータナフチルアミン</td> <td style="width: 33%;">3 4-アミノフェニル</td> </tr> <tr> <td>4 4-ニトロフェニル</td> <td>5 ビス(クロロメチル)エーテル</td> <td>6 ベンゾトリクロライト</td> </tr> <tr> <td>7 石綿</td> <td>8 ベンゼン</td> <td>9 塩化ビニル</td> </tr> <tr> <td>10 電離放射線</td> <td>11 オーラミン</td> <td>12 マゼンタ</td> </tr> <tr> <td>13 重クロム酸塩又は重クロム酸塩</td> <td>14 ニッケル</td> <td>15 砒素</td> </tr> <tr> <td>16 すず</td> <td>17 鉱物油</td> <td>18 タール</td> </tr> <tr> <td>19 ピッチ</td> <td>20 アスファルト</td> <td>21 パラフィン</td> </tr> <tr> <td>22 亜鉛黄又は黄鉛</td> <td>23 ジアニシジン</td> <td>24 粉じん(じん肺)</td> </tr> <tr> <td>25 その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			1 ベンジジン	2 ベータナフチルアミン	3 4-アミノフェニル	4 4-ニトロフェニル	5 ビス(クロロメチル)エーテル	6 ベンゾトリクロライト	7 石綿	8 ベンゼン	9 塩化ビニル	10 電離放射線	11 オーラミン	12 マゼンタ	13 重クロム酸塩又は重クロム酸塩	14 ニッケル	15 砒素	16 すず	17 鉱物油	18 タール	19 ピッチ	20 アスファルト	21 パラフィン	22 亜鉛黄又は黄鉛	23 ジアニシジン	24 粉じん(じん肺)	25 その他( )		
1 ベンジジン	2 ベータナフチルアミン	3 4-アミノフェニル																												
4 4-ニトロフェニル	5 ビス(クロロメチル)エーテル	6 ベンゾトリクロライト																												
7 石綿	8 ベンゼン	9 塩化ビニル																												
10 電離放射線	11 オーラミン	12 マゼンタ																												
13 重クロム酸塩又は重クロム酸塩	14 ニッケル	15 砒素																												
16 すず	17 鉱物油	18 タール																												
19 ピッチ	20 アスファルト	21 パラフィン																												
22 亜鉛黄又は黄鉛	23 ジアニシジン	24 粉じん(じん肺)																												
25 その他( )																														
がん原性物質等 ばく露時の状況	職 種	従事時期	昭・平 年 月～昭・平 年 月																											
	作業内容	従事期間	年 月 日～年 月 日																											
疾病名・発がん部位	(疾病名) (発がん部位)																													
発生状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>																													
請求年月日	平成 年 月 日 (療・休・障・遺)																													
支給・不支給 決定年月日	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">支 給</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">不 支 給</td> <td style="width: 40%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>			支 給	不 支 給	平成 年 月 日																								
支 給	不 支 給	平成 年 月 日																												
備考																														

- (注) 1 個人調査票では、平成14年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者については、個人別に作成すること(既に情報等で本省に報告済の事案についても報告すること。)
- 2 審査請求、再審査請求又は行政訴訟により原処分を取り消して支給決定を行った者については、「備考」欄にその旨を記入すること。
- 3 「業種」の欄は、労災保険適用事業細目に基づく事業の種類を記入すること。
- 4 「疾病名・発がん部位」の欄は、原発性のがんについて記入すること。
- 5 「請求年月日」の欄は、最初に受けた労災保険給付請求書によること。
- 6 「備考」の欄は、その他の事案の把握のために参考となる事項を記入すること。
- 7 電離放射線障害による障害については、様式5により提出すること。

局	署
---	---

電離放射線障害個人調査票

フリガナ 労働者の氏名	(男・女)
生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日生
発 生 事 業 場	
業 種	
電離放射線に被ばくした職種	
電離放射線業務従事時期 (電離放射線業務従事期間)	
疾 病 名	
発 生 状 況	
業務による合計の被ばく線量	
請 求 年 月 日	
支 給 ・ 不 支 給 の 別 、 決 定 年 月 日	
備 考	

(注) 1 「業種」の欄は、労災保険適用事業細目に基づく事業の種類を記入すること。



非災害性腰痛、上肢障害の労災補償状況

平成14年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者の人数等

(単位：人)

疾患名	区分	平成14年度処理状況		
		請求	支給決定	不支給決定
非災害性腰痛		( )	( )	( )
上肢障害		( )	( )	( )

(注) ( )には介護労働者に係る人数を内数として記入すること。  
 なお、「介護労働者」とは、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業を行う者とする。

介護労働者に係る細菌・ウイルス等の病原体による疾病の労災補償状況

平成14年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者の人数等

(単位：人)

疾患名	区分	平成14年度処理状況		
		請求	支給決定	不支給決定
細菌・ウイルス等の病原体による疾病				

- (注) 1 「介護労働者」とは、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業を行う者とする。  
 2 細菌・ウイルス等の病原体による疾病とは、労基則別表第1の2第6号を対象としていること。